

# 当会と神奈川県は 「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る 空き家情報の提供等に関する協定」を 締結致しました！

2014年3月24日、当会と神奈川県は「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定」を締結致しました。全国では24番目の協定締結となります（郵送にて協定書を取り交わすことにより協定締結）。

神奈川県には三浦半島北断層群を含め、11の活断層が存在しています。国による被害想定調査によると、マグニチュード7級の巨大地震が発生した場合の建物被害は、揺れや火災等による全壊・焼失が4万3千棟から最大で13万6千棟、人的被害は5千4百人と推計されました。

このように、大きな災害の発生が予測されておりますが、このたびの協定締結により、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）とは、災害救助法適用時に甲が乙に対して協力を求める民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

- （趣旨）  
**第1条** この協定は、神奈川県における災害救助法適用時において、甲が空家を滅失した被災者に行う、民間賃貸住宅に係る空き家情報（以下「空き家情報」という。）の提供及び空き家情報に基づく住宅提供について、甲が乙に協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。  
 （協力要請）  
**第2条** 甲は乙に対し、災害救助法適用時に、利用可能な空き家情報の提供の協力を要請するとともに、甲が建設する応急仮設住宅及び一時使用により供与する公共賃貸住宅が1分確保できない場合において、空き家情報に基づく住宅提供の協力を要請するものとする。  
 （協力）  
**第3条** 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。  
 （協議）  
**第4条** この協定の実施に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月24日

甲 横浜市中央区日本大通1  
 神奈川県知事 黒岩祐治

乙 東京都中央区八重洲二丁目1番9号  
 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会  
 会長 川口雄一



災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書

本覚書と同日に締結する災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定（以下「協定」という。）第4条に基づき、神奈川県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（目的）  
**第1条** この覚書は、協定の実施に關して必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）  
**第2条** 甲は、乙と協力して災害時における甲乙間の連絡体制を整備し、定期的に相互確認する。  
**2** 乙は、災害時における乙の支部及び会員との連絡体制を整備するとともに、その内容について甲に報告する。

（空き家情報の提供）

- 第3条** 乙は、協定第2条に基づき、甲に対して、この覚書に定める条件により提供できる民間賃貸住宅に係る空き家（以下「空き家」という。）及び当該空き家の提供に協力する乙の支部に関する情報を提供する。このとき、空き家に関する情報は、乙から甲に対して提供されるものとする。  
**2** 前項に定める空き家情報は、住居の名称、郡區番号、住所、住戸面積、間取り、住戸のある階数、建物の構造、賃料、共益費等、階数、エレベーターの有無、交通アクセス、築年数、付帯設備等の住居的事項とする。  
**3** 第1項に定める乙の支部に関する情報は、住所、商号、電話番号とする。

（要請）  
**第4条** 甲は、被災地の近隣で応急仮設住宅の建設ができない場合や、病気など特別な理由から避難所生活が困難な被災者が存在し、早急に住宅を提供する必要がある場合等、内閣府と協議のうち、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供することを決定するとともに乙に協力要請を行う。

（契約）  
**第5条** 協定第3条に基づいて乙から情報提供のあった民間賃貸住宅を、甲が応急仮設住宅として活用する場合は、甲が契約当事者として当該住宅所有者（以下「家主」という。）と賃貸借契約を締結する。  
**2** 乙は、前項の甲が家主と締結する賃貸借契約手続を会員の指定する宅地建物取引業者に代行させるものとする。  
**3** 甲は、前項の契約手続に係る費用を、乙を連し会員の指定する宅地建物取引業者へ支払う。  
**4** 甲が支払う前項の費用の額は、別紙に定める額とする。

（契約の期間）  
**第6条** 前条第1項に基づく賃貸借契約の期間は、最長2年間の定期借家契約とする。

（住宅の基準）  
**第7条** 甲が提供を受ける住宅の規模、積層等の基準は、別紙に定めるとおりとする。